

令和５年度御所市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、大和平野の南西部に位置し、全耕地面積に占める水田の割合が８７％で農用地における基盤整備率は１４％である。水稻を中心とする農業を展開、野菜類は少量多品種栽培が中心である。一方、農業就業者の高齢化や新規就農者の減少で担い手不足が深刻化し、条件が不利な土地を中心に不作付地等が増えている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

金剛・葛城山系の水脈と肥沃な土壌を基盤として古くからヤマノイモの在来品種として栽培されてきた「御所芋」を市の重点作物とし、ブランド化の定着と作付拡大のため、市農業再生協議会に作付生産者で構成する部会を設立しており推進を図っている。また、地域資源を活用した農林産品等を「ごせブランド」として認定する事業を令和２年度から開始しており、認定品が安全・安心かつ高品質な製品の根拠とし、ブランド化によって御所市産としての市場アピールを図り付加価値を高める取り組みをおこなっている。販路拡大についても地域内の直売所に加え、広範な販路の開拓を進めるうえでもブランド化の確立をさらに推進し高品質な農産物の供給地としての地位の確立を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

御所市における畑地の面積は全耕地面積の１２．７％の１２７haであり、管内の約９割を水田が占めている。市の現状として農業従事者の高齢化及び減少に伴い、単位面積当たりの作業量が大きい畑作を推進することは困難である。また、畑作を中心に据える担い手農業者についても、地域的に古くから畑作と水田の輪作により地力を回復する手法が取られている。これらの背景から、完全な畑地化は収益力強化に必ずしも資するとは言えず、水田として維持、有効活用する方向性を維持し、ブロックローテーション体系を構築して土地利用を進めることを検討する。しかしながら、主食用米の需給事情は消費の漸減等厳しい環境にあり、稲作農家に対しては、収益力の高い飼料用米等の新規需要米への転換の推進を図る。また、水稻を組み入れず畑作物の恒常的な作付けを行っている水田を市としては現在、管内水田面積の約８％（１５０ha）と推計しており、３年度以降、営農計画書での作付品目の確認や現地確認での現況把握を行っている。これらの点検結果を踏まえ、地権者や生産者の意向にそった営農形態を推進するとともに、中間管理機構の活用等、担い手農家を中心に集約化の一環事業として畑地化への誘導を図っていきたい。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

品質・味のよい米を生産し、需要に応じた計画流通や直売所を活用した地場流通の推進を図る。特に地域の特性をアピールできる小ロット生産によるＰＢ（プライベー

トブランド）米を活用して直売の強化を図る。

(2) 備蓄米

取組みを実施していない。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

市内一部地域において作付けを行っているものの、酪農農家の廃業が続き生産量は減少している。今後需要があれば、生産者に作付けを推奨していく。

イ 米粉用米

現在、地域において作付けはないものの、過去に作付けがあった経緯から十分な需要があれば、生産者に作付けを推奨していく。

ウ 新市場開拓用米

現在、地域において作付けはなく、地域にて需要があれば生産者に作付けを推奨する。

エ WCS 用稲

現在、地域において作付けはなく、地域にて需要があれば生産者に作付けを推奨する。

オ 加工用米

現在、地域において作付けはなく、地域にて需要があれば生産者に作付けを推奨する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦については、現在地域において作付けはなく、地域にて需要に応じて生産者に作付けを推奨する。

大豆については、一部地域、一部生産者の間で作付けが行われているものの直売所での少量販売が主となっている。

飼料作物については、現在地域においての作付けはなく、地域にて需要があれば生産者に作付けを推奨する。

(5) そば、なたね

現在、地域において作付けはなく、地域にて需要があれば担い手農家を中心に生産の推進を図る。

(6) 地力増進作物

地域においては、一部農業者によりイネ科、マメ科等の地力増進作物による土壌改良の取組が行われており、生産者の作付けを推奨する。

(7) 高収益作物

ヤマノイモを中心としてサトイモ、バレイショを「特に地域で振興する作物」と位置づける。また、ハクサイ、キャベツ、ホウレンソウ、ネギ、ニンジン、ナス、ブロッコリー、ダイコン、オクラ、ワケギ、シシトウの11品目を「地域振興作物」として振興し、別表1を「その他対象作物」として作付けを推奨する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	534	0	479.3	0	479.3	
備蓄米	0	0	0	0	0	
飼料用米	0.42	0	0	0	0.42	
米粉用米	0	0	0	0	0	
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	
WCS用稲	0	0	0	0	0	
加工用米	0	0	0	0	0	
麦	0	0	0	0	0	
大豆	0	0	0	0	0	
飼料作物	0	0	0	0	0	
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	
そば	0	0	0	0	0	
なたね	0	0	0	0	0	
地力増進作物	0	0	0	0	0	
高収益作物	135	0	130	0	200	
・野菜	109	0	105	0	130	
・花き・花木	23	0	21	0	30	
・果樹	0	0	0	0	35	
・その他の高収益作物	3	0	4	0	5	
その他	0	0	0	0	0	
畑地化	0	0	0	0	5	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ヤマノイモ（基幹作物）	ヤマノイモに対する助成	作付面積の拡大	（令和4年度） 189a	（令和5年度） 250a
2	サトイモ・パレイショ（基幹作物）	サトイモ・パレイショに 対する助成	作付面積の拡大	（令和4年度） 281a	（令和5年度） 550a
3	ハクサイ、キャベツ、ホウレンソ ウ、ネギ、ニンジン、ナス、ブロッ コリー、ダイコン、オクラ、ワケ ギ、シシトウ（基幹作物）	地域振興作物に対する助 成	作付面積の拡大	（令和4年度） 557a	（令和5年度） 780a
4	高収益作物（基幹作物）（別表1）	高収益作物に対する助成	作付面積の拡大	（令和4年度） 439a	（令和5年度） 1,000a
5	【ヤマノイモ・サトイモ・パレイ ショ・ハクサイ、キャベツ、ホウレ ンソウ、ネギ、ニンジン、ナス、ブ ロッコリー、ダイコン、オクラ、ワ ケギ、シシトウ・別表1の作物】 （基幹作物）	認定農業者等加算	作付面積の拡大 販売金額の上昇	（令和4年度） 659a 5,315,000円	（令和5年度） 770a 5,850,000円

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：奈良県

協議会名：御所市地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	ヤマノイモに対する助成	1	17,000	ヤマノイモ(基幹作物)	ヤマノイモの作付け、出荷販売を行う。
2	サトイモ・パレイショに対する助成	1	14,000	サトイモ・パレイショ(基幹作物)	サトイモ・パレイショの作付け、出荷販売を行う。
3	地域振興作物に対する助成	1	13,000	ハクサイ、キャベツ、ホウレンソウ、ネギ、ニンジン、ナス、ブロッコリー、ダイコン、オクラ、ワケギ、シシトウ(基幹作物)	地域振興作物の作付け、出荷販売を行う。
4	高収益作物に対する助成	1	10,000	高収益作物(基幹作物)(別表1)	高収益作物の作付け、出荷販売を行う。
5	認定農業者等加算	1	9,000	産地交付金対象作物	対象作物の作付、出荷販売を行う認定農業者・エコファーマー・認定新規就農者であること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

○ 別表1

		作物名	備考
高収益作物	野菜	青さやインゲン、赤毛ウリ、アスパラガス、イチゴ、ウコン、ウド、ウマイナ、ウリ、エダマメ、カブ、カボチャ、カラシナ、カリフラワー、カンショ(食用品種)、カンショ(アルコール原料用品種)、カンピョウ、クウシンサイ、キノコ、キュウリ、キク(食用)、クレソン、クワイ、コウタイサイ、コゴミ、ゴボウ、コマツナ、サニーレタス、サヤエンドウ、サラダナ、ザーサイ、シソ、ジネンジョ、シャクシナ、シュンギク(キクナ)、ショウガ、シロウリ、シロナ、スイカ、ズイキ、ズッキーニ、セリ、セロリ、タアサイ、タカナ、タマネギ、チンゲンサイ、ツルムラサキ、トウガラシ、トウガン、トマト、ナバナ、ニガウリ(ゴーヤ)、ニラ、ニンニク、ノザワナ、ハーブ、パセリ、パプリカ、ハヤトウリ、ピーマン、ビタミンナ、ヒノナ、ヒモトウガラシ、ヒロシマナ、フキ、フキノトウ、プチベール、ベンリナ、マクワウリ、マコモタケ、マナ、ミズナ、未成熟トウモロコシ(スイートコーン)、ミツバ、ミブナ、ミョウガ、ミニトマト、メロン、モロヘイヤ、ヤーコン、ユリネ、ヨモギ、ラディッシュ、ラッキョウ、リーフレタス、レタス、レンコン、レンザン、ワサビ、ケール、その他野菜	
	花き	ハス、切花、花壇苗、鉢花、その他花き	
	その他作物	アズキ、エンドウ、インゲン、ソラマメ、サンドマメ、落花生、薬用作物・香料作物、コンニャク、ワラビ、ヨモギ	

＜留意事項＞

①上記の表に、その他野菜のようにその他〇〇と記載があっても、必ず水稻生産実施計画書に作物名を具体的に記載してください。

なお、次の作物（切花、花壇苗、鉢花、種苗類）については、現地確認のためには作物名が必要となることから水稻生産実施計画書へは、できるだけ代表的な作物名をあわせて記載するようお願いします。

②果樹以外の木本性作物の取り扱い

令和5年度に当該品目を新植する水田にのみ助成

③年度をまたがって栽培される作物の取り扱い

令和5年度に収穫するものが助成対象となります。なお、作付を令和5年度に行っても収穫が令和6年度となる場合は、助成対象外となります。また、逆に令和4年度に作付けた作物であっても令和5年度に収穫する場合は、助成対象となります。